砂川市規則第２８号
令和　５年１２月１２日

砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

砂川市長　　飯　　澤　　明　　彦

（　別　　紙　）

砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

砂川市印鑑条例の一部を改正する条例（令和５年条例第18号）の施行期日は、令和５年12月20日とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。